

第92号議案

春日市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年12月2日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

民法(明治29年法律第89号)の一部改正による債権関係の規定の見直し及び単身高齢者の増加等市営住宅を取り巻く最近の状況等を踏まえ、並びに公営住宅法(昭和26年法律第193号)の一部改正等に伴い、市営住宅の入居手続において連帯保証人の設定を不要とすること等に関し、所要の規定の整備を図るものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市営住宅条例の一部を改正する条例

春日市営住宅条例(平成26年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「第10条」を「第10条第1項第2号」に、「第14条」を「第14条第1項」に改め、同項第3号中「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同号ア(ア)中「その」を「、その」に改め、同号イ中「、公住法第8条第1項若しくは第3項」を「公住法第8条第1項若しくは第3項」に改める。

第10条第1項中「、入居させるべき」を「入居させるべき」に改める。

第11条第2項中「又は」を「、又は」に改める。

第12条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第13条第1号中「提出された」を削り、「前条第1項第2号」を「前条第1項第1号」に、「がある」を「をして提出した」に改め、同条第3号中「前条第5項」を「前条第4項」に改める。

第16条第1項中「第27条」を「第27条第1項及び第2項」に改め、同項ただし書中「ときは」の次に「、次条第1項ただし書に規定する場合を除くほか」を加える。

第17条第1項に次のただし書を加える。

ただし、入居者(介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者その他の公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号。以下「公住法施行規則」という。)第8条で定める者に該当する者に限る。)が収入を申告すること及び第33条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときは、この限りでない。

第17条第2項中「公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)」を「公住法施行規則」に改め、同条第3項中「収入の申告」の次に「又は第33条第1項の規定による報告の請求等(第1項ただし書に規定する場合にあっては、公住法施行規則第9条で定める方法)により把握した入居者の収入」を加え、「、収入の額」を「収入の額」に改める。

第19条第1項中「第12条第4項」を「第12条第3項」に、「明渡し請求」を「、当該

明渡しの請求」に、「以下この条」を「次項」に改め、同条第2項中「途中で」の次に「公営住宅を」を、「場合は、」の次に「当該」を加える。

第20条中「とき」を「ときは」に改める。

第21条第3項を次のように改める。

- 3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市長は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をその債務の弁済に充ててことを請求することができない。

第21条第4項中「利息」を「、利息」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 敷金は、入居者が公営住宅を明け渡したときに、これを還付する。ただし、入居者に賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務があるときは、敷金の額から当該債務の額を控除した額を還付する。

第22条第1項を次のように改める。

公営住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、その修繕に要する費用を入居者が負担するものとして規則で定めるものを除いて、市の負担とする。

第22条第3項中「第1項各号に掲げる」を「公営住宅又は共同施設の」に、「同項」を「第1項」に改める。

第23条第1項第4号中「前条第1項各号に規定する」を「前条第1項において市が負担することとされている」に改める。

第24条の見出しを「(入居者の保管義務等)」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第28条の見出しを「(収入超過者の明渡しの実力義務)」に改める。

第29条第2項中「第8条第2項」の次に「又は第3項」を加える。

第30条の見出しを「(高額所得者に対する明渡しの実力義務)」に改め、同条第4項第4号中「特別の」を「、特別の」に改める。

第33条第3項中「同様とする」を「、同様とする」に改める。

第34条第1項中「、第7条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第35条の見出しを「(改善等による明渡しの請求)」に改める。

第37条中「用途廃止」を「用途の廃止」に改める。

第38条の見出しを「(不正行為等による明渡しの請求)」に改め、同条第1項第9号中「借上げ期間」を「借上げの期間」に改め、同条第3項中「第1項」の次に「又は前項」を加え、同条第4項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

第39条第1項中「明渡し請求」を「明渡しの請求」に改める。

第41条中「第26条」を「第25条」に改める。

第42条第1項中「第44条及び第45条」を「第44条第1項並びに第45条第1項及び第2項」に改める。

第53条中「、所有者」を「及び所有者」に改める。

第57条各号列記以外の部分中「使用者」を「許可使用者」に改める。

第81条第2項中「技術的読替」を「技術的読替え」に改める。

別表第2中「が設置されている」を「を設置する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第38条第4項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の日前に到来した支払期に係るこの条例による改正前の第38条第4項に規定する利息については、なお従前の例による。